

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令

発令　　：平成12年11月6日政令第467号

最終改正：令和4年12月23日号外政令第391号

改正内容：令和4年12月23日号外政令第391号[令和5年4月1日]

○ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令

〔平成十二年十一月六日政令第四百六十七号〕

〔総理大臣署名〕

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令をここに公布する。

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令

内閣は、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第六条〔平成二八年一二月法律一〇二号により削除〕第六項、第十一条及び第十二条〔現行＝一五条及び一六条＝平成二八年一二月法律一〇二号により改正〕の規定に基づき、この政令を制定する。

（位置情報記録・送信装置の範囲）

第一条 ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項第一号の政令で定める装置は、地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第四項に規定する衛星測位の技術を用いて得られる当該装置の位置に係る位置情報を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）として記録し、又はこれを送信する機能を有する装置をいう。

（位置情報の取得方法）

第二条 法第二条第三項第一号の政令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 位置情報記録・送信装置の映像面上において、電磁的記録として記録された位置情報を視覚により認識することができる状態にして閲覧する方法
- 二 位置情報記録・送信装置により記録された電磁的記録に係る記録媒体を取得する方法（当該電磁的記録を他の記録媒体に複写する方法を含む。）
- 三 位置情報記録・送信装置により送信された電磁的記録を受信する方法（当該方法により取得された位置情報を他人の求めに応じて提供する役務を提供する者から当該役務を利用して当該位置情報の提供を受ける方法を含む。）

（位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為）

第三条 法第二条第三項第二号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 その所持する物に位置情報記録・送信装置を差し入れること。
- 二 位置情報記録・送信装置を差し入れた物を交付すること。
- 三 その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車、同項第十号に規定する原動機付自

転車、同項第十一号の二に規定する自転車、同項第十一号の三に規定する移動用小型車、同項第十一号の四に規定する身体障害者用の車又は道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第一条第一号に規定する歩行補助車（それぞれその所持する物に該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること。

（行政手続法を準用する場合の読替え）

第四条 法第五条第四項の規定による行政手続法（平成五年法律第八十八号）の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える行政手続法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十五条第一項	不利益処分の名あて人となるべき者	ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第五条第三項の規定による命令（以下「緊急禁止命令等」という。）を受けた者
第十五条第一項第一号及び第二十条第一項	予定される不利益処分	当該緊急禁止命令等
第十五条第一項第二号並びに第二十四条第一項及び第三項	不利益処分の原因となる事実	当該緊急禁止命令等の原因となった事実
第十五条第二項第二号及び第十八条第一項	不利益処分の原因となる事実	緊急禁止命令等の原因となった事実
第十五条第三項及び第二十二条第三項	不利益処分の名あて人となるべき者	当該緊急禁止命令等を受けた者
第十七条第一項	不利益処分	緊急禁止命令等
第十八条第一項	不利益処分がされた場合に	緊急禁止命令等により
	害されることとなる	害された
第二十条第一項	その原因となる事実	その原因となった事実

（方面公安委員会への権限の委任）

第五条 法の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行う。

(方面本部長への権限の委任)

第六条 法の規定により道警察本部長の権限に属する事務は、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面本部長が行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、法の施行の日（平成十二年十一月二十四日）から施行する。

(警察庁組織令の一部改正)

- 2 警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成二八年三月二四日政令第七二号〕

(施行期日)

- 1 この政令は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律〔平成二六年六月法律第六九号〕の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

(経過措置)

- 2 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第六条第七項の規定による命令又は国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第八条第五項の規定による指定（以下「命令等」という。）についての不服申立てであって、この政令の施行前にされた命令等に係るものについては、なお従前の例による。

附 則〔平成二九年五月二六日政令第一五〇号〕

(施行期日)

- 1 この政令は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百二号。以下「改正法」という。）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日〔平成二九年六月一四日〕から施行する。

(経過措置)

- 2 改正法附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされた改正法第二条の規定による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律第六条第五項の規定による意見の聴取については、この政令による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律施行令第一条の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、同条の表以外の部分中「ストーカー行為等の規制等に関する法律」とあるのは「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百二号）附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされた同法第二条の規定による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律」と、同表第十五条第一項の項中「ストーカー行為等の規制等に

関する法律」とあるのは「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百二号。以下「改正法」という。）第二条の規定による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律」と、同表第二十六条の項中「法」とあるのは「改正法附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされた法」とする。

附 則〔令和三年八月一三日政令第二三〇号〕

この政令は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第四十五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日〔令和三年八月二六日〕から施行する。

附 則〔令和四年一二月二三日政令第三九一号抄〕

（施行期日）

- 1 この政令は、道路交通法の一部を改正する法律〔令和四年四月法律第三二号〕の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。